

業務管理体制に係る届出について

平成 20 年介護保険法改正により、事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図るために、事業者に対し、業務管理体制の整備が義務付けられました。事業者（法人）は、事業所数に応じて必要な体制を整備し、所管の行政機関に届け出なければなりません。新規指定の事業者（法人）におかれましては、事業所数に応じて必要な体制を整備し、所管の行政機関に速やかに法人ごとに届出を行って下さい。

また、行政は業務管理体制の整備状況、事業者の不正行為への組織的関与の有無を確認する必要がある場合は、事業者から報告の聴取を受けたり、事業所の本部、関係事業所等の立入検査を行うことができます。

1. 届出先行政機関 . . . 法人の事業所区分に応じて届出先が異なります。

区 分	届出先
① 指定事業所又は施設が 3 以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者（法人）	厚生労働省老健局
② 指定事業所又は施設が 2 以上の都道府県に所在し、2 以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者（法人）	主たる事務所の所在地の都道府県
③ 指定事業所又は施設が東京都内（八王子市内のみを除く）にのみ所在する事業者（法人）	東京都
④ 指定事業所又は施設が八王子市内にのみ所在する事業者（法人）	八王子市

※ 届出先の例

- 八王子市内でのみ地域密着型通所介護を運営し、他には事業所を運営していない事業者（法人）
⇒ 市内にのみ事業所が所在しているため、**八王子市**へ届出
- 八王子市内で地域密着型通所介護、都内で訪問介護事業所を運営している事業者（法人）
⇒ 都内にも事業所の指定を受けているため、**東京都**へ届出
- 八王子市内で地域密着型通所介護、都外で訪問介護事業所を運営している事業者（法人）
⇒ 都外にも事業所の指定を受けているため、主たる事務所の所在地の**都道府県**へ届出

※ 医療系サービスのみなし指定、総合事業は、業務管理体制の届出の対象外であるため、指定の有無により届出先に変更はありません。

※ 過去に一度でも法人として届出を行い、事業所を追加指定や廃止を行ったことで届出区分が変更になる場合は、区分変更前及び区分変更後の行政機関へ、それぞれ届出を行う必要があります（[第 1 号記入要領](#)も確認下さい）。

例：八王子市内でのみ通所介護事業所の指定を受けていた事業者が、

新規で八王子市外で通所介護事業所の指定を受けた場合

⇒ これまでの届出先である八王子市へ区分変更の届出を行い、東京都にも同様の届出を行う必要があります。

2. 事業所数に応じて整備する業務管理体制・・・ 法人の事業所数に応じて、届出事項が異なります。

届出事項	事業所数		
	20未満	20以上 100未満	100以上
法令遵守責任者（*）の氏名及び生年月日	○	○	○
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	×	○	○
業務執行の状況の監査の方法の概要	×	×	○

（*）法令遵守責任者について（介護保険法施行規則第140条の39）

すべての法人において、介護保険法等の法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者を選任することとなります。（何らかの資格等を求めるものではありません）。法務部門を設置していない事業者（法人）の場合には、事業者（法人）内部の法令遵守を確保することができる者を選任します。代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

3. 届出提出書類

介護サービス事業所の指定を受けた法人においては、業務管理体制整備の届出、また事業所数の増加により上記区分が変更になった法人や届出事項に変更があった場合は、変更の届出が必要となります。各記入要領も確認の上、届出を行って下さい。

※令和5年（2023年）5月1日より、届出方法が電子に変わりました。今後は、「業務管理体制整備に関する届出システム」にて申請してください。

なお、諸事情により届出システムが使えない場合は、従前どおり書面にて届出ください。

○ 届出先が東京都（1. 届出先行政機関で、③に該当する事業者）の場合は、下記URLを確認下さい。

【東京都福祉保健局 > 高齢者 > 介護保険 > 東京都介護サービス情報 > 業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等 > 業務管理体制に係る届出】

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyoumutodoke/gyoumukannritais.html

○ 届出先が八王子市（1. 届出先行政機関で、④に該当する事業者）の場合は、下記URLを確認下さい。

【トップ > 事業者の方へ > 介護事業所・高齢者施設の開設・届出等 > 事業者へのお知らせ > 複数サービスにまたがる通知等 > 業務管理体制に係る届出について】

<https://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/011/003/004/p004063.html>

4. 関係通知等（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/

【問合せ先】 八王子市 福祉部 高齢者いきいき課 事業者指定担当
電話：042-620-7452